

BELCA31事発第5号  
平成31年4月12日

関係団体各位

公益社団法人 ロングライフビル推進協会  
( B E L C A )  
事務局

2019年度「建築設備診断技術者」資格取得講習のご案内

平素は当協会の活動に、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年の「建築設備診断技術者」資格取得講習について、国土交通省の後援を受けて6月に実施することとし、その受講申込を2019年5月20日まで受付ております。

「建築設備診断技術者」は、建築設備（昇降機を除く）の物理的劣化、社会的劣化について総合的に診断し、建築設備の維持保全を推進する資格者です。

「建築設備診断技術者」の資格は、建築設備とその診断に関して体系的にカリキュラムが組まれた本講習を受講し、修了考査（考査Ⅰ：択一式、考査Ⅱ：記述式）で講習の修了が認められた者について、公益社団法人ロングライフビル推進協会及び一般財団法人日本建築設備・昇降機センターに資格者登録されることによって与えられます。

本講習は、診断業務の品質を確保するためにその標準として診断業務の範囲、方法等を当協会が定めた「診断業務指針」を軸とした講習テキストを使用し、関係の知識等に関して体系的に組まれたカリキュラムに従って行われますので、貴団体の会員企業の皆様の研修や資質向上にも有効なものであると考えられます。

つきましては、お手数をおかけして誠に恐縮ではございますが、講習案内（10部）をご送付申し上げますので、閲覧コーナーなどにおいていただき、受講をおすすめ下さいますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

また、同講習のポスターを併せてご送付申し上げますので、掲示いただきますようご協力お願ひ申し上げます。

なお、案内書が不足する場合は、別途ご送付申し上げますので、資格推進部までご連絡下さいますよう併せてお願ひ申し上げます。

[お問い合わせ]

公益社団法人ロングライフビル推進協会（B E L C A）  
〒105-0013 東京都港区浜松町二丁目1番13号  
芝エクセレントビル4階  
資格推進部 間中  
電話：03-5408-9830  
FAX：03-5408-9840

主 催 公益社団法人 ロングライフィビル推進協会  
一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター  
後 援 国土交通省

## 2019 年度「建築設備診断技術者」講習案内

建築物の性能や資産価値を維持・向上させるためには、建築基準法第 8 条の建築物を常時適法な状態に維持するという要請にとどまらず、経年劣化、社会経済環境の変化、関係技術の進展等に対応して実施する建築物の機能の向上のための改修の実施等、運用の最適化を図るために適切に保全を行うことが欠かせません。

建築設備診断は、定期的な実施の他、保守を通じた不具合等の発生や法的の定期調査・定期検査の結果に基づき実施し、建築設備の機能・性能に関する情報を収集する節目のプロセスであり、修繕・更新・改修の計画の起点として、保全の要となるものです。

「建築設備診断技術者」は、このような目的に対応して、建築設備（昇降機を除く。）について物理的劣化、社会的劣化について総合的に診断し、建築設備の適正な保全に資する技術者です。

「建築設備診断技術者」の資格は、建築物の建築設備とその診断に関して体系的にカリキュラムが組まれた本講習を受講し、講習の修了が認められ、公益社団法人ロングライフィビル推進協会及び一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターに登録された者に与えられます。

建築設備に関する業務を行う皆様におかれましては、本講習をぜひ受講していただきますよう、御案内申し上げます。

※本講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）制度の適用の見込みです。

※本講習は、「建築士会継続能力開発制度（CPD）」の認定単位となります。

※建築設備診断技術者は、専攻建築士制度における「生産（診断・改修）専攻建築士」に認定する際の必要資格の一つとなっています。

### 講習概要

講習内容		時間
建築設備診断技術者の役割等	建築設備診断技術者資格制度、建築の保全、建築関連法令、建築概論、建築設備概論、建築環境評価	4.0
建築設備診断業務指針	建築設備診断（総則、予備調査、診断計画、診断、診断契約の締結、診断報告）	2.5
建築設備診断技術	建築設備診断（電気設備の診断、空気調和・換気設備の診断、給排水衛生設備の診断）	8.0
特別診断	建築設備の省エネルギー診断、建築設備の耐震診断	3.0
修了考査	修了考査Ⅰ（択一式問題）、修了考査Ⅱ（記述式問題）	3.0

※講習時間は 1 日目 9:30～17:05、2 日目 9:00～18:00、3 日目 9:00～16:05 を予定しますが、変わる場合があります。

講習料：51,840 円（消費税（8%）込、テキスト代含む）

### 開催地・開催日程・申込受付期間

開催地	日 程	講習会場	募集定員	申込受付期間
東京	2019 年 6 月 26 日（水）～6 月 28 日（金）	浜離宮建設プラザ 東京都中央区築地 5-5-12	150 名	2019 年 3 月 22 日（金）～ 5 月 20 日（月）
大阪	2019 年 6 月 19 日（水）～6 月 21 日（金）	一般社団法人中央電気俱楽部 大阪市北区堂島浜 2-1-25	80 名	

※募集定員に達し次第募集を終了します。なお、定員に余裕があるときは期間を延長する場合もあります。

協賛	一般財団法人 建築保全センター	一般財団法人 日本建築センター
(予定)	一般財団法人 日本建築防災協会	一般財団法人 日本ビルディング経営センター
	一般社団法人 公共建築協会	公益財団法人 マンション管理センター
	一般社団法人 日本建築学会	公益社団法人 空気調和・衛生工学会
	一般社団法人 電気設備学会	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会
	一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会	一般社団法人 建築設備技術者協会
	一般社団法人 建築設備綜合協会	一般社団法人 日本建設業連合会
	一般社団法人 日本空調衛生工業事業協会	一般社団法人 日本電設工業協会
	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会
	一般社団法人 東京都設備設計事務所協会	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
	一般社団法人 日本建築設備診断機構	一般社団法人 マンション計画修繕施工協会

## I. 受講資格

建築設備の診断実績(注1参照)が5件以上あり、かつ、下表の(1)～(5)のいずれかに該当する者。なお、受講資格区分(5)の場合は、提出書類ならびに講習修了の条件が異なるため、専用の申込案内を用意しておりますので、BELCA事務局宛お問い合わせ下さい。

区分	受講資格
(1) 所有資格を前提とする者	次の資格のいずれか一つを所有している者 技術士（機械、電気・電子、衛生工学）、1級施工管理技士（電気工事又は管工事部門に限る）、1級建築士、電気主任技術者、1級計装士、建築設備検査員、建築設備検査資格者、建築設備士、建築物環境衛生管理技術者、建築・設備総合管理士、建築・設備総合管理技術者、空気調和・衛生工学会設備士
(2) 学歴を前提とする者	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等（注2）の建築、建築設備、電気、電子、機械、衛生工学等の学科を卒業（大学院においては関係分野を専攻して修了）した者で、次のいずれかに該当する者。 ①建築設備の設計・施工（注3）。維持管理の実務経験年数及び診断実務の経験年数が合計で5年以上であること ②建築設備の診断実務の経験年数が5年以上であること
(3) 実務経験を前提とする者	次のいずれかに該当する者 ①建築設備の設計・施工・維持管理の実務経験年数及び診断実務の経験年数が合計で8年以上であること ②建築設備の診断実務の経験年数が8年以上であること
(4) その他	認定委員会が上記(1), (2), (3)と同等以上と特に認めた者
(5) 過去に建築設備診断技術者の資格を取得し、更新登録をせず失効となった者	

注1：「診断の実績」とは、3階以上又は延床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の建築物の電気設備、給排水衛生設備、空調・換気設備等の全部又は一部につき、診断計画の作成、調査・測定データの分析・評価又は改善提案についての実績をいう。

注2：「等」は、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は専修学校（専門課程を置くものに限る）とする。

注3：「建築設備の施工実務」とは、建築設備工事の計画、実施、管理、検査の全部若しくは一部に係わる実務又は工事監理をいう。

## II. 受講申込提出書類・提出方法

### 1. 提出書類

受講申込に関する提出書類は右表の通りです。受講資格区分により、○印の書類の提出が必要です（様式No.1～4は当協会様式）。申込書等に記載された個人情報は、本講習実施に関する必要書類等の作成・送付ならびに本講習受講に伴う連絡に使用します。個人情報は、個人情報保護法に基づき、適切に管理いたします。

### 2. 申込書各欄記入要領

記入は黒のインク又はボールペン（消せるボールペンは使用できません。）で楷書書き、数字は算用数字を使用下さい。

#### (1)「受講申込書」(右表のa欄、様式No.1)

- ①受講資格区分：(1)～(4)のいずれかを必ず○で囲んで下さい。
- ②受講地：受講を希望する会場のいずれかを必ず○で囲んで下さい（一つのみ）。
- ③連絡先：緊急事態における連絡等のため、TEL,FAX,メールアドレスを記入下さい。
- ④業務実施都道府県：勤務先所在地にかかわらず、あなたが業務を実施する都道府県にすべて○印を記入願います。

⑤学歴：受講資格区分（2）または区分（4）の方は記入して下さい。

⑥受講資格特別認定申請欄（下表の j 欄。様式No.1 の 11 の項）：

受講資格区分（4）で申し込む場合は、受講申込書（様式No.1 の 11 の項）に必要事項を必ず記入して下さい。保有資格証明書の写し、または、卒業証明書と修得した関係単位の証明書を添付して下さい。なお、様式 No.4 には実務経験を必ず記入して下さい（証明者の捺印が必要です。）。

⑦CPD：

「建築士会継続能力開発制度（CPD）」に参加登録している方で、CPD 認定単位を希望する方は、受講申込書（様式No.1）下段の右に CPD 登録番号を必ず記入して下さい。なお、CPDに参加登録を希望の方は、必ず、各都道府県の建築士会へ、申請手続きをして、CPD 登録番号を取得して下さい。

（2）整理票（下表の b 欄。様式No.2）：

顔写真（縦 4.5cm×横 3.5cm（パスポートの写真サイズ）、撮影後 6 ヶ月以内のもの）を貼り付けて下さい。

（3）「診断実績報告書」（下表の c 欄。様式No.3）

「診断の実績」とは、3 階以上又は延面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備の全部又は一部につき、診断計画の作成、調査・測定データの分析・評価及び必要な場合の改善提案も含む報告書作成までの行為に参画したものをおいいます。

（4）「実務経験証明書」（下表の d 欄。様式No.4）

実務経験年数は、受講申込日現在で記入下さい。実務経験及び診断実績の内容は、受講資格の有無の判断に不可欠なものですので、出来る限り具体的に記入下さい。

①証明者：

原則として、現在の職場の上司（部長職又はこれに準ずる役職以上）とし、申請者自らが会社などの代表者の場合は、業界団体、取引相手又は同業者とします。

実務経験証明書にある「申込者との関係欄」には、申込者からみた証明者との関係を記入して下さい。

②勤務先名称：

建築設備設計・施工・維持管理の実務、または建築設備診断の実務に従事した「勤務先の名称」を時系列順に記入して下さい。

③その他：

所属部署・役職の変更があった場合は、必ず欄を変えて記入して下さい。

提 出 書 類	受 講 資 格 区 分			
	(1)	(2)	(3)	(4)
a 受講申込書（様式No.1）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
b 整理票（様式No.2）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
c 診断実績報告書（様式No.3）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
d 実務経験証明書（様式No.4）	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
e 住民票（3カ月以内に発行したもの1通）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
f 振替払込請求書兼受領証等の写し（Ⅲ.受講料の振込みを参照）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
g はがき（通常はがき（送付先住所・氏名を記入））1枚	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
h 資格証書の写し	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>
i 卒業証明書（1通）	-	<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>
j 特別認定申請書及び単位取得証明書（様式No.1 の欄 11）	-	-	-	<input type="radio"/>

（5）提出方法：

簡易書留等の送付記録の分かる方法で当協会に送付願います。（締切日消印まで有効です。）

## (6) 注意事項:

### 1) 不正又は虚偽記載の禁止 :

受講申込に関して、不正又は虚偽の記載が認められた場合は、受講資格を得られません。また、修了後の修了の取り消しや登録後の登録を抹消されることもあります。

### 2) 提出書類の一括提出等 :

提出書類は一括提出して下さい。また、提出書類に不備（記入漏れ、誤記など）があると受理出来ません。

### 3) 提出書類の不返還 :

受講申込受理後は、理由の如何に拘わらず提出書類は返還致しません。

## III. 受講料の振込み

1.受講料：51,840円（消費税（8%）込、テキストを含む）

2.振込先：（振り込み手数料はご負担下さい。）

銀行名：ゆうちょ銀行、口座記号番号：00150-0-700044

加入者名：公益社団法人 ロングライフビル推進協会

（注）ゆうちょ銀行以外の金融機関から上記の口座へ振込される場合

預金種目：当座、店名：〇一九（ゼロイチキュウ）店

口座番号：0700044、加入者名：公益社団法人 ロングライフビル推進協会

### 3.注意事項：

受講料は、次のアからエの場合を除いては、返還いたしません。アからエに該当し返還する場合は、所定の事務手続きが必要であり、ア以外については返還に係る事務手数料を受講申込者に負担して戴きます。

ア. 協会の責めに帰すべき事由により講習を受講できなかった場合

イ. 天災等の理由により講習を受講できなかった場合

ウ. 受講申込書または添付書類に不備があり補正の余地がない場合

エ. 受講申込者が受講資格を有しないと認められる場合

## IV. 受講票等の受領

受講資格が確認された受講申込者には、2019年6月上旬に、申込時に送付されたハガキを受講票として送付致します。講習日の数日前になっても受講票が届かない場合は、お手数ですが BELCA 事務局にご連絡下さい。なお、講習テキストは、講習会初日に受付にて配付いたします。

## V. 受講等

講習は、連続で3日間（修了考査を含め約 20 時間）です。全講習課目を受講しないと、修了考査は受けられません。また、30 分以上遅刻・早退をした場合は不受講となり、同様に修了考査は受けられません。

## VI. 講習修了等の確認

講習のすべてを受講し、修了考査で講習の修了が認められた方については、2019年9月下旬に BELCA の事務局及びホームページに掲示（受講番号のみ）するとともに、受講者（現住所）に直接通知します。（なお、受講申込の時から現住所が変更となった場合は、必ず BELCA 事務局宛 FAX 等で連絡を下さい。）

全ての講義を受講したものの講習の修了が認められなかった方にも、その旨の通知を行います。（全講義を全て出席の場合のみ、次年度1回に限り、修了考査受験料を支払うことにより修了考査を受けることが出来ます。）

10月になっても講習修了の通知等が届かない場合は、お手数ですが BELCA 事務局宛お問い合わせ下さい。

## 受講申込・問合せ先

公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA） 資格推進部

〒105-0013 東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセントビル 4階

電話：03-5408-9830 FAX：03-5408-9840

ホームページ：<http://www.belca.or.jp/>

※本講習案内及び申込書はBELCAのホームページからダウンロードできます。